

高松家庭裁判所委員会（第11回）議事概要

1 日時

平成21年6月11日（木）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

高松家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

泉川誉夫，川田行雄，玉置俊二，豊永多門，中川弘之，樋口清子，藤目真皓，松本タミ，真鍋一美，宮崎浩二，吉波佳希

(2) 事務担当者

林首席家庭裁判所調査官，藤澤次席家庭裁判所調査官，森主任家庭裁判所調査官，福井首席書記官，香川訟廷管理官，高田事務局長，小西総務課長，矢野総務課課長補佐

4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

(1) 高松家庭裁判所長あいさつ

(2) 委員紹介

新任の真鍋一美委員を小西総務課長が紹介した。

(3) 本日のテーマ「より利用しやすい家庭裁判所とするために～家事手続案内等～」に関する協議

ア 家庭裁判所で扱う事件の申立て状況について，福井首席書記官が次のとおり説明した。

【説明の概要】

家事審判事件は，甲類審判と乙類審判に分けられている。甲類事件は，氏の変更などのように個人の自由処分にゆだねることが相当でない事項に関するもので，家庭裁判所が後見的な立場で判断をするものである。

これに対し，乙類事件は，対立する当事者が存在する事件で，当事者間の合意や調停などでも解決することができるため，さきに調停の申立てをされることが多い事件である。しかし，調停が不成立になった場合には，審判手続に移行して，取下げ等がない限り，家庭裁判所が最終判断をすることになる。

そのほかに家庭裁判所が取り扱う家事事件には，家事調停事件がある。家事調停事件は，一般的には家庭内あるいは親族間の事件が多数を占めるが，離婚後の紛争や婚姻外の男女間の問題などのように，元の家庭から生じた問題や親族等ではないが，一定の関係がある者の調整なども扱っている。

調停事件にも，乙類調停と乙類以外の調停がある。乙類調停は，調停では解決できなかった場合に，審判手続に移行する事件である。乙類以外とは，夫婦や親族間の紛争，あるいは婚姻外の男女間の問題などを調整する，いわゆる一般調停といわれるもので，これらの事件が調停不成立になった場合には，調停はそこで終了となる。どうしても解決したい場合は，解決を求める

者が、裁判を提起しなければ裁判所での解決はできない種類のものである。

調停事件の中で、夫婦や親子等の関係で離婚や離縁が成立しなかったが、どうしても離婚・離縁したい場合には、家庭裁判所に人事訴訟裁判の申立てをする必要がある。人事訴訟事件は、平成16年4月から家庭裁判所で扱うようになったが、この事件は、地方裁判所で扱っていたときと同様、公開であり判決によって解決するのはもちろんであるが、和解でも解決できるように明文化され、全国的には、離婚訴訟の46.5パーセントが和解で終局している。

このように家事事件の種類は非常に多く、事件名が付かないようなものでも、親族や家庭内の事件である限り家庭裁判所が処理している。しかも、人事訴訟事件を除き、いずれも非公開で審理や調停が行われているため、関係者のプライバシーが堅く守られている。

高松家庭裁判所の申立て状況は、審判事件は毎年増加していたが、平成20年は前年を僅かに下回った。調停事件は、平成18年から下降傾向となっている。しかし、審判、調停とも、昨年末位から増加傾向が見られる。人事訴訟事件は、平成19年に100件の申立てがあった。平成20年には若干減少して、本年も減少傾向にある。

イ 手続案内用DVD「家事事件手続案内」上映

ウ 家事手続案内の概略について、森主任家庭裁判所調査官が次のとおり説明した。

【説明の概要】

家事手続案内は、家庭裁判所の発足当初から、家事相談の名の下に家事事件の手続に関する説明、案内として行われてきたものである。

家庭裁判所で行う家事相談は、家庭裁判所の扱う家事事件に関するものであって、かつ事件の申立ての前の段階で行われる手続説明に止まるものでなくてはならず、それ自体で利用者が有する問題の解決を図るものではない。しかしながら、家事相談との名称から、法律相談や身上相談と誤解して訪れる利用者が少なくないため、平成20年1月1日から誤解を招きやすい家事相談の名称を、家事手続案内と変更することとなった。

家事手続案内は、家庭内や親族間の問題の解決のため、家庭裁判所の手続を利用しようとする人に、どういう申立てをすればよいか、申立てに際して準備すべき書類はどのようなものが必要か、その後の手続はどのように進むのかなどについて、説明、案内を行うものである。国民の立場から見ると、家庭裁判所を利用しやすくし、家庭裁判所での解決に適した事件についてその機能を十分享受できるようにするものである。

一方で、平成18年には総合法律支援法に基づき、日本司法支援センター（法テラス）が設立され、コールセンター及び全国の地方事務所において、利用者からの問い合わせに応じるようになってきている。また、介護保険法に基づく市町村の権利擁護事業が開始されて、全国で約3,800カ所の地域包括支援センターにおいて、高齢者に対する成年後見制度の活用促進の事業な

どが開始された。これらのセンターが果たす役割と家庭裁判所の家事手続案内との間で適切な役割分担が行われ、国民の利便に資するよう、家庭裁判所と他機関との間の連携を強化する必要がある。

家事手続案内の説明内容としては、必要な書類、費用や管轄など申立て段階の手続に関する事項に加え、必要に応じて審判または調停手続の種類、申立て後どのように手続が進行するのか、手続が終結した場合にどのような効果が生じるのかなどの説明も行っている。こういった内容の案内であるから、時間としては20分程度を目安として行っている。家事手続案内は、あくまでも手続の案内に止まるため、内容にまつわる事項については立ち入らないように注意している。例えば、「慰謝料はいくら位貰えるのか」とか、「離婚した方がいいか」といった事項は、法律相談や身上相談の内容になるため、家事手続案内の範囲を超えることになる。利用者の主張の当否や権利の存否について回答をしたり、解釈の分かれる法律問題について一定の解釈を前提にした応答は、しないようにしている。家事手続案内を利用された人に対して、最終的に家庭裁判所の手続を利用するかどうかは、利用者の判断に委ねるよう留意している。

インターネットなどでの対応も充実を図っており、電話で手続や書式の問題の問い合わせを受けた場合には、インターネットを使える環境であるかどうかを確認して、家庭裁判所のウェブサイトを見るよう促したり、家事手続案内サービス（ファクシミリによる情報提供サービス）を利用してもらって、申立書の書式が入手できることを案内するなど、多種の情報ツールを利用できるよう充実を図っている。

エ 高松家庭裁判所における家事手続案内の現状について、香川訟廷管理官が次のとおり説明した。

【説明の概要】

家事手続案内の件数は、管内を含む総数はここ数年減少傾向にあるが、本庁は増加傾向にある。

案内事項については、本人のことについてが、平成16年から19年度までは70%前後であったが、平成20年は63%と減少している。親族のことについてが平成16年は23%であったが徐々に増えて、平成20年は31%に増加している。香川県の統計によると、県の人口はここ数年、年間約3,000人位減少しているものの、逆に、世帯数は増加している。65歳以上の人口も増加していることから、高齢者だけの世帯が増加していると思われる。今後、成年後見等の高齢者を巡る手続案内が増加するものと推測される。

相談内容について、一番多いのは婚姻中の夫婦間の問題で、年度により増減はあるが全体の3分の1を占める。次に相続に関する問題、親子関係の問題と続き、これだけで全体の80パーセントに相当する。

高松家庭裁判所本庁の場合、庁舎1階正面玄関の右側に受付センター事務室があって、その奥に手続案内待合室、手続案内室2部屋がある。受付セン

ター事務室は、廊下に面する北側と西側の2面の一部が透明ガラスになっており、部屋の様子が入室するまでもなく分かるようにして、入室しやすい雰囲気を作っている。事務室には、利用者用の大きなローカウンターが1つあり、カウンターを半透明の仕切板を設けて3区分して、隣席の人の顔が見られないようプライバシーの確保に配慮している。ローカウンターは、出入口から奥に向かって緩やかに「へ」の字型に湾曲しており、利用者がゆったり席に着いて話せる形状になっていて、利用者人数により、3人用、2人用及び1人用のスペースを用意している。利用者には、手続案内申込書に用件等を記入してもらって、用件を早期に把握して適切な案内を行えるよう工夫している。中には、幼児を連れて来庁する人もいて、これに対処するため手続案内待合室にベビーベッドを備え付けてある。

手続案内待合室には小さな2人掛けの長いすを2脚、観賞用鉢植え(人工)を置いて、手続案内を受けられるまでの間待っていただくが、同伴した子供のためにベビーベッドの他、ぬいぐるみ、おもちゃ、絵本などを本棚を置いてある。

手続案内室は、2室とも同じ広さで、各室は机1脚及び椅子3脚を備え付けてある。手続案内担当者は、先に利用者が記入した手続案内申込書に基づき、用件を確認しながら具体的な手続の説明をして、利用者が手続を選択するための情報提供をしている。その場で利用者が手続を選択した場合には、手続案内室に備え付けてある各種申立書を渡している。その場で記載することもあれば、持ち帰って後日郵送等により申立書が提出されることもある。また、内容によっては、受付センター事務室のローカウンターで作成してもらおうこともある。なお、利用者が簡単に申立書を作成できるように、夫婦関係事件(離婚)申立書や子の氏の変更許可の申立書等の申立ての件数が多い事件については、記載例の付いた説明書がある。利用者から記載方法の説明を求められたときは、職員が個別に説明している。申立て内容によっては、申立書以外に、戸籍等の添付書類が必要になるが、基本的に、申立書は誰でもが簡単に作成できることを念頭に置いて、簡略なものになっている。

また、手続案内の内容によっては、例えば成年後見制度のように手続を説明したDVDを視聴することもでき、これを視聴することで効果的に制度全体の流れを理解できるようになっている。

オ 高松家庭裁判所における家事手続案内のリーフレット等の配布現状について、小西総務課長が次のとおり説明した。

【説明の概要】

家事事件の種類やしくみを説明したリーフレット「家事事件のしおり」は最高裁判所から配布され、これを裁判所に備え置く外、県下の市町役場、警察署、香川県弁護士会、香川県子ども女性相談センター等の関係機関に対し、30部から200部程度送付して、備え置いてもらっている。次に、家事事件手続に関する情報を電話やファクシミリで入手するためのパンフレット「家事手続情報サービス」は、同サービスの内容を「相続・不在者・成年後

見・保護者選任関係」，「子供・親子関係」，「夫婦・男女間・親族間・戸籍関係」の三つに分割したリーフレットを，「家事事件のしおり」の配布先と同じ県下の関係機関に対し，5部から10部程度送付して，備え置いている。

【概要説明に対する質疑応答】

質問事項なし

カ 意見交換

- 本日のテーマである「より利用しやすい家庭裁判所とするために～家事手続案内等～」について，どのような御意見でもよいのでお伺いしたい。

先ほど御覧いただいた手続案内用DVDの内容や，手続案内室の構造を物理的にどうしたら良いのか，また，資料としてお配りした広報用リーフレットなど自由に発言していただいて，御意見をより利用しやすい家庭裁判所とするための参考とさせていただく。

家庭裁判所設立当時から家庭裁判所には家事相談，今は家事手続案内と名称が変わったが，古くから国民に利用されてその役割を果たしている。利用者の全てが家庭裁判所に何らかの申立てをする訳ではないが，申立てをしなかった利用者にもそれなりのメリットがあったのではないかと。
- 資料の中に高松家庭裁判所の審判事件や調停事件の事件数が示されているが，例えば弁護士が関与した事件の当事者は，裁判所の手続案内を利用していないのではないかと。そうすると，弁護士が関与しなかった利用者には，色々な助けが必要になると思われる。高松家庭裁判所の審判事件や調停事件で，弁護士が関与する件数の割合は何パーセント位あるのか。
- 統計は取っていないと思う。都会と地方によっても違いはあろうが，感覚的には，数パーセント程度であろうか。
- 法律相談に来た人に，「家庭裁判所へ行って教えてもらいなさい。」とアドバイスするケースは半分位ある。特に，データを採っていないので感覚でそう思っていて，正確な数ではないが。
- 法律相談に来た人に，「その程度の内容であれば弁護士を付けるまでもないから，家庭裁判所に行きなさい。」と安易に振ることは多い。そう言った手前，家庭裁判所に行かせたものうまく解決できたであろうかと，後々まで気に掛かることはある。
- 今の質問は，家庭裁判所の手続案内で利用者に対し，十分適切に説明できているであろうかとの疑問と思われる。大体は適切に説明できていると考えている。手続案内の時間は1人20分程度で行っているが，中には，時間内では紛争の内容をうまく説明できない利用者もいて，そういう場合にはもっと時間を掛けて聞き，紛争の内容が見えて何らかの手続案内が教示できるようにはしている。

ただ，家庭裁判所の手続案内は法律相談ではないので，利用者の期待度と担当者の答えられる範囲に隔たりがあって，「慰謝料はどの位取れるか。」，「養育費はいくら位貰えるか。」といった質問をする利用者もいる。その

様な場合は、例えばインターネット上に算定表があるから調べてみたらどうかと答えたりするが、担当者として何とか許される範囲の答えをと考えている。

- 先ほどの概況説明の中で、家事事件には甲類と乙類の区分があることをお話しした。基本的に争いのない甲類事件の手続案内は利用者に満足してもらっているが、争いのある乙類事件については、手続案内を説明しただけではなかなか納得してもらえない。その様な場合に、裁判所の担当者が弁護士への法律相談を勧めることはあるか。
- 先ほど、「慰謝料はどの位取れるか。」といった質問をされることをお話ししたが、利用者が慰謝料の正確な金額を知りたくて、相手方の不法行為や資産状況まで話し出したときは、手続案内ではお答えできないから、どうしても知りたければ弁護士に相談されたらどうかと答えることはある。
- 基本的に、紛争解決に要するお金のことを心配している利用者は多い。いきなり弁護士に相談されたらと答える前に、法テラスを紹介してほしい。法テラスを利用するには色々な条件はあるが、順番としてはそれが利用者には親切な対応になる。
- 受付センター事務室のパンフレットラックには法テラスの案内もあって、ケースによっては利用者にそれを渡して、法テラスへ行くことを勧めている。ただ、利用者から、法テラスに相談を申し込んだが予約制になっていて、何週間も先の日を指定されて不満だったと言われたことがある。
- 正確な数ではないが50～60パーセントの弁護士が法テラスと契約を締結しており、長期間待たされた人は希なケースではないかと思う。
- 子ども女性相談センターに来る利用者に、法テラスを紹介することはある。相談先を紹介する場合の選別方法というか、何か基本的な区分があれば伺いたい。
- 一般的に、利用者が紛争解決の手続を知りたいのであれば家庭裁判所を勧めるのが適切で、利用者が紛争の具体的な中身のことを知りたいのであれば法テラスを勧めることで選別することになる。
- 法テラスにいる弁護士は法律相談はできないと聞いている。法テラスは利用者に契約している弁護士を紹介して、利用者は紹介された弁護士と法律相談をすることになるが、その仕組みがあまり知られていないように思う。
- 裁判所の手続案内の利用者はどの位の人数か。
- 日によって、季節によってばらつきはあるが、平均すれば1日に2～3人である。また、手続案内に代えて成年後見制度のDVDを視聴してもらうことも相当数ある。
- 乙類調停で調停が成立する割合はどの位か。
- 乙類調停の成立する割合は全国的には60パーセントをやや下回り、高松家庭裁判所も同程度であるが、当庁では、今年は乙類調停が多数成立し

て60パーセントを上回っている。

- 行政部門に相談に訪れる方と対応していて、相談者の期待と行政担当者のできる範囲に隔たりがあって、相談者が行政に不満を持って帰ることはよくある。裁判所に来る手続案内利用者の多くは、裁判所で聞ける範囲を理解した上で来庁しているのか。
- 利用者には最初に、手続案内の時間は20分、手続案内は法律相談や身の上相談とは異なることを説明した文書を渡している。しかし、中にはここが知りたいという法律相談に該当する質問や、単に愚痴をこぼすために来る人はいて、20分とは言いながら、もう少し話を聞いてあげないと納得しないと思われる利用者には、40分とかもっと時間をかけることはある。話の中で、裁判所の手続案内は法律相談や身の上相談とは異なることを何度も説明して、手続案内を理解してもらおう努力はしているが、不満を持って帰る人も中にはいる。
- 一般の人から、裁判所は何となく入りにくい、敷居が高いとの話を聞くが、家庭裁判所は、例えば相続放棄の手続とか子の氏の変更許可申立等、国民の皆さんが利用する機会の多い裁判所であるので、もっと身近に感じてもらいたい。来庁できない国民のために配慮すべき点について、意見を伺いたい。
- インターネットの世界はここ5年位で急速に普及して、老若男女を問わず利用しており、マスコミの業界に籍を置く者には驚異的な存在で、近い将来、誰もがコンビニを利用する感覚でウェブサイトを利用するようになる。しかしウェブサイトの中身は玉石混合で、公的な機関の作成したウェブサイトの内容は100パーセント信用できるが、中には怪しい内容のサイトも多数ある。そうすると、裁判所は公的な機関として広く国民に情報を提供するため、ウェブサイトの内容の充実に努める必要がある。
- 今日、委員会に出席する前に裁判所のウェブサイトを見たが、正直分かりにくかった。最高裁判所のホームページに全国の高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所の入口があって間口が広い。それでいて、必要な情報にたどり着くには深い階層まで下りて行かねばならず、もっと利用しやすいように改善する必要がある。

話は変わるが、手続案内の時間20分は誰がどのように決めたのか、それは適切な時間なのかどうか検討しないといけない。使い勝手の面で決められたのであれば別の問題になる。また、手続案内という入口を設けた以上は、利用者の出口を考えておく必要がある。手続案内に不満を持った利用者をそのまま帰したのでは不満者が増えるだけで、そのような人にはどう対応するのか、具体的にどのような機関を紹介するのか決めておく必要がある。家庭裁判所だけで解決できるとは思わないが、まずは利用者の意見を聞くことから始めていかなければならない。
- 手続案内の時間を20分としているのは、大多数の利用者の話は20分あれば内容を理解して、必要な手続を説明できる。例えば、離婚したいと

の目的のはっきりした利用者であればより短時間で必要な手続を説明できるし、どうしようか悩んでいる利用者であっても、だいたい20分あれば結論にたどり着ける。長年の経験から、目安として20分は妥当な時間と考えている。手続案内で対応できない法律相談や身の上相談については、先にも話題になった法テラスや、弁護士事務所、行政機関であれば子ども女性相談センター等適切な機関を紹介することは、従前から行っている。少数だが、説明を尽くしても理解してもらえない、納得してもらえない利用者はいる。

- 適切な機関を紹介することは必要だが、たらい回しにならないよう、注意しないとイケない。
- 当庁では、手続案内の利用者に限らず、家庭裁判所を利用した人の意見を聞くため、庁舎の数カ所に「御意見箱」を設置しており、投函された内容には誠実に対応することになっている。
- 今回の家庭裁判所委員会の資料を見るまで、家事手続情報サービスのことも裁判所のウェブサイトのことも知らなかった。充実した内容であるのに、外部に対してコマーシャルが足りないのではないか。裁判所の中で利用者を待つだけでなく、出前というか、外に出て行けばどうか。
- 回数は多くはないが、家庭裁判所としては成年後見制度に関して、地域の社会福祉事務所主催で出前講義に行ったり、裁判員制度の出前講義の際に、併せて家庭裁判所のPRはしている。
- 裁判所の広報活動について、マスコミをうまく利用していただきたい。掲載することにやぶさかではないが、ただ、こういう制度がありますという内容では記事にならない。どこかに、話題性とか社会性が感じられないとイケない。具体的な事件の中身を出すことは困難かもしれないが、例えば、家庭裁判所の事件の傾向から、最近の社会状況が写し出される、変化が見て取れる、あるいは分析できるといった内容であれば、それとセットで制度の説明を加える方が記事として書きやすい。基本的にマスコミは無料で書くわけだから、うまく書かせる工夫をしていただきたい。
- 家庭裁判所は、文字通り家庭内の紛争を解決するため、当事者のプライバシーを守るという面があって、家庭裁判所の事件の報道については難しい面がある。インパクトのある内容でマスコミの方が興味を示す事件であると、高松程度の地域の規模では、記事を読んだ人が誰の事なのか容易に分かってしまう虞があるし、その点をぼかせるとごくありふれた内容になって、マスコミの方の興味を引かなくなってしまう。プライバシーの保護を図りつつ、インパクトのある色々な事例を報道の対象とするには、微妙で、困難な面がある。
- 今の説明は広報に対する切り口の設定を誤っている。裁判員制度がマスコミに取り上げられているのは、地裁の所長や裁判官が積極的にPRに打って出ているからである。例えば、国民の高齢化が話題になっている現在、高齢者を守る制度として成年後見制度を売り込む、そのような広報のあり

方を検討すべきではないか。事件の内容から売り込んでいくやり方はどうかと思う。事件は載せてもらうものではなく、載せられてしまう性質のものだ。

- 皆さんの御意見のように、家庭裁判所は宣伝が下手な面はあるかもしれない。しかし、家庭裁判所は伝統的に、色々な地域に出て行って、色々な活動を行っている。例えば、学校に行って非行少年の話をしたり、地域に出て、相続や成年後見制度のことを分かりやすく説明をしたりしている。これは地裁に比べると遥かに伝統がある。ただ、そのような活動を積極的にPRはしていない。それは、地域の人から依頼があれば、家庭裁判所の仕事として当たり前のことだから、職員は忙しくても時間を割いて説明に出かける、そんな姿勢で活動が続けてきた。裁判員制度の広報活動を見てみると、家庭裁判所も積極的に売り込んでいいのかなど思ったりする。

- 資料としてお配りしているリーフレットやパンフレットで、改善すべき点はあるか。

○「家事手続情報サービス」の最後のページに裁判所のウェブサイトの案内があるがhttp:の後は「/」が二つ必要なのに、一つしかない。パソコンに堪能でない人なら、アドレスバーに書いてあるとおりに打ち込んだのに裁判所のウェブサイトにつながらなくて、原因が分からずパニックになる。細かな誤植かもしれないが、利用者には大事なことだ。

- 御指摘のとおり、訂正する必要がある。
- 何らかの事情で裁判所に来ることができない人から、電話で手続案内があったときは、どのように対応しているか。
- 電話の対応には限界がある。やり取りの中で、例えばどの事件の申立てをしたいなどの具体的な内容が分かれば、申立書の入手方法や必要書類の説明をして、できるだけ要望に添えるようにしている。

- 外に意見はありませんか。

○ (意見なし)

- 以上で、本日の意見交換会を終了する。長時間どうもご苦勞様でした。

(4) 次回期日のテーマ

次回委員会における意見交換テーマは、「子の福祉について」とした。

(5) 次回期日

平成21年12月17日(木)午後1時30分から開催することとした。